

## 福岡県アレルギー疾患対策推進計画の策定について

### 1 策定の考え方

- 国は、アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、平成 27 年 12 月に「アレルギー疾患対策基本法（以下「法」という。）」を施行し、平成 29 年 3 月に「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」を示した。
- さらに、居住地に関わらず、適切なアレルギー疾患医療が受けられるよう、アレルギー疾患医療提供機関を整備するため、平成 29 年 7 月に厚生労働省健康局長通知「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」が発出され、本県においては、平成 31 年 4 月 1 日に福岡県アレルギー疾患医療拠点病院として、独立行政法人国立病院機構福岡病院を指定したところである。
- 法第 13 条には、都道府県は、アレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、アレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができることとされている。
- このことから、本県のアレルギー疾患対策を総合的に推進するため、「福岡県アレルギー疾患対策推進計画」を策定する。
- なお、当計画におけるアレルギー疾患とは、法第 2 条の定義に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーとする。

### 2 本県における現状と取り組みについて

- （別紙 1） 福岡県におけるアレルギー疾患の現状
- （別紙 2） アレルギー疾患対策に係る本県の取り組み

### 3 計画の骨子について

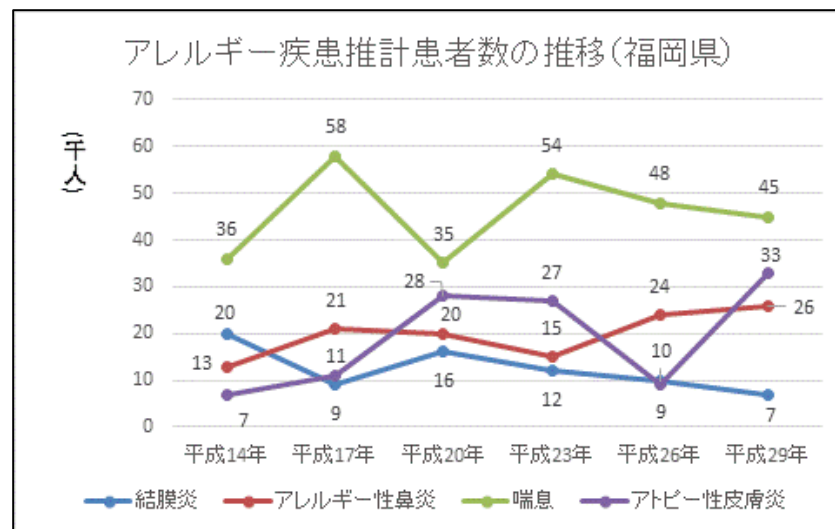
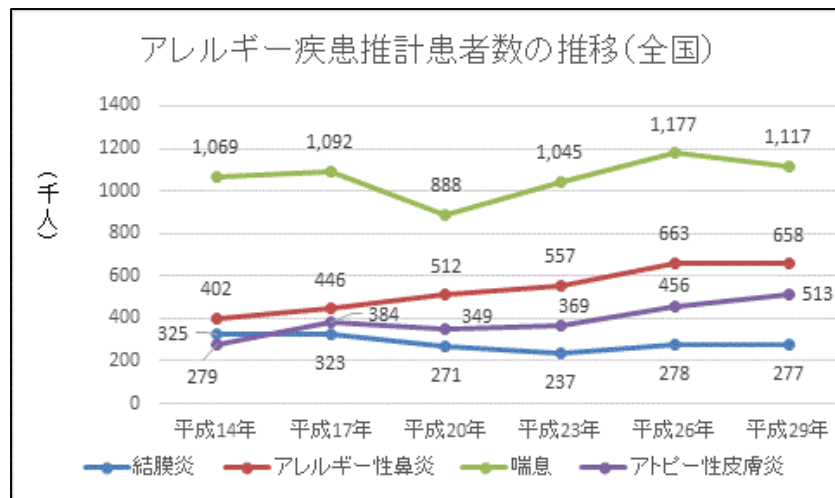
- （別紙 3） 福岡県アレルギー疾患対策推進計画（骨子案）

### 4 スケジュールについて

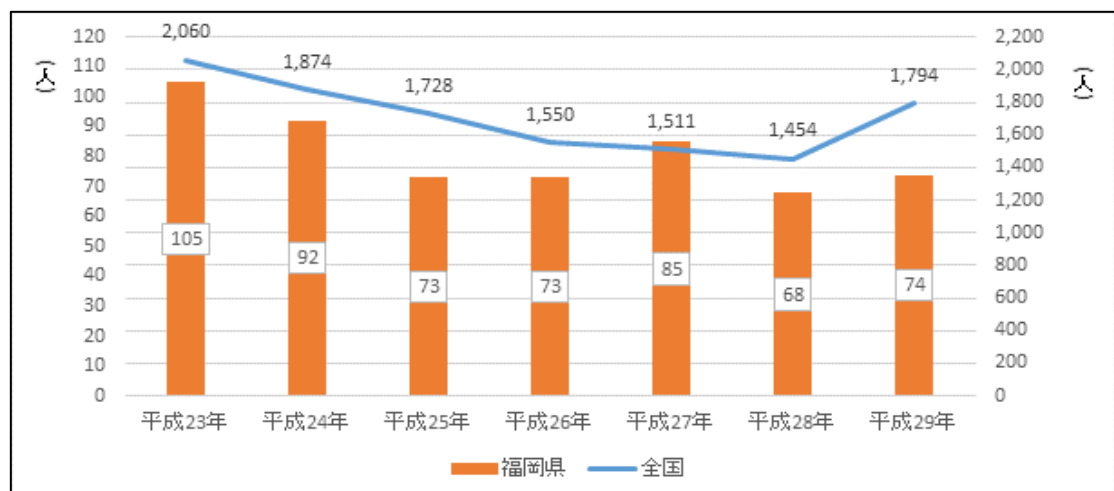
- |               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| 令和元年 7 月 31 日 | 第 1 回アレルギー疾患医療連絡協議会<br>・計画の骨子（案）について |
| 令和元年 9 月      | 第 2 回アレルギー疾患医療連絡協議会<br>・計画（たたき台）について |
| 令和 2 年 2 月    | 第 3 回アレルギー疾患医療連絡協議会<br>・計画（最終案）について  |
| 令和 2 年 3 月    | 計画の策定                                |

## 福岡県におけるアレルギー疾患の現状

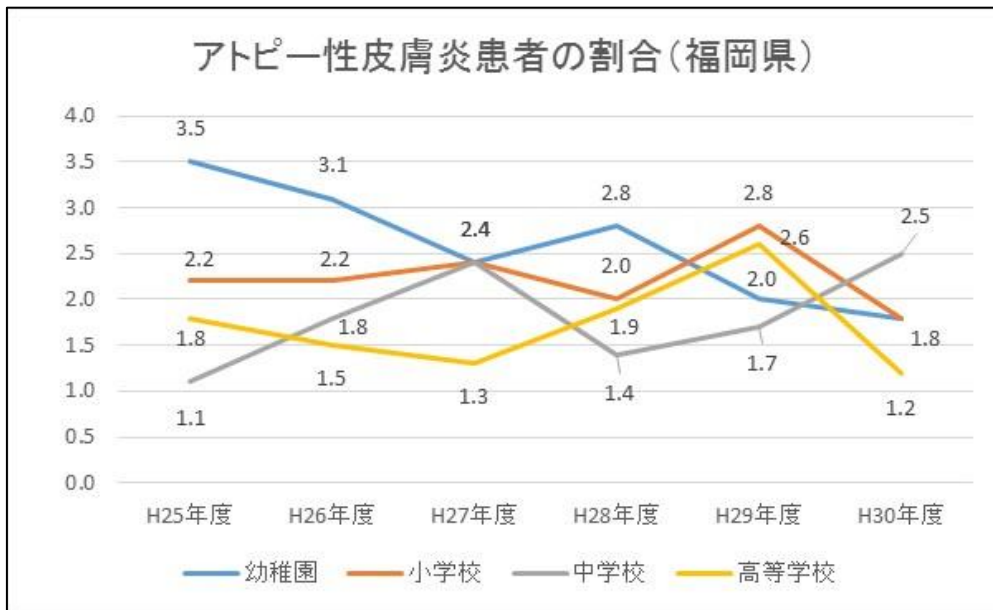
### ■アレルギー疾患患者数の推移（患者調査）



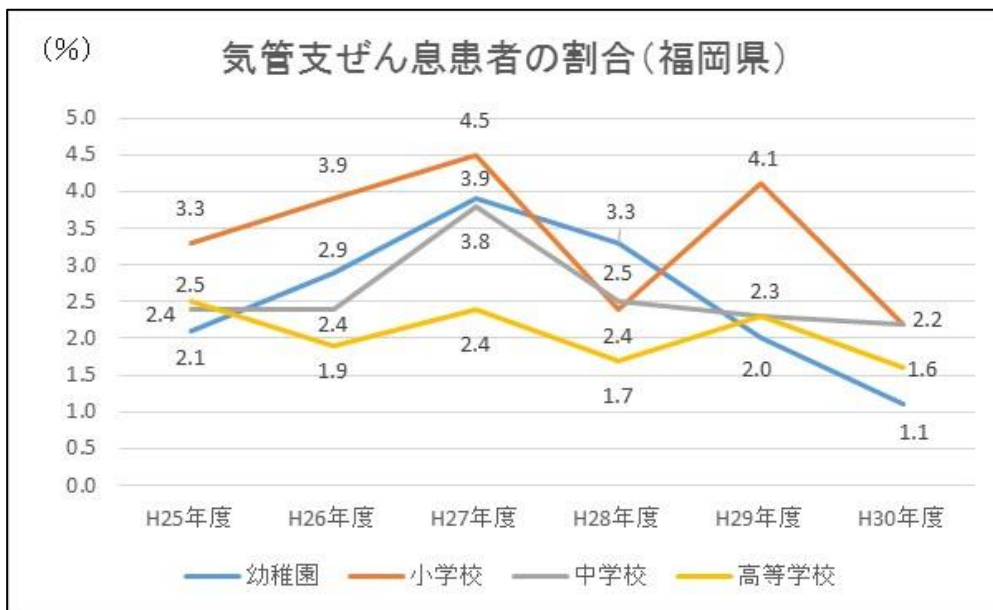
### ■喘息による死亡者数の推移（人口動態統計）



■ 幼児、児童及び生徒の被患率の推定値（学校保健統計調査）  
 （アトピー性皮膚炎）



（気管支ぜん息）



## アレルギー疾患対策に係る本県の主な取組み

### (1) アレルギーに関する研修会

- 「福岡県保育士等キャリアアップ研修（食育・アレルギー対応）」
  - 期日：(前期) 令和元年9月4日、14日実施予定
  - (後期) 令和元年11月8日、11日、12月16日23日実施予定
  - 主催：福祉労働部子育て支援課
  - 対象：認可保育施設等の保育従事者
  
- 「福岡県届出保育施設従事者研修会（アレルギーへの対応）」
  - 期日：令和元年10月8日、17日実施予定
  - 主催：福祉労働部子育て支援課
  - 対象：届出保育施設等の保育従事者（施設長を含む）
  
- 「アレルギー講習会」
  - 期日：令和元年8月23日実施予定
  - 主催：福岡県教育委員会（所管：教育庁体育スポーツ健康課）、福岡県学校保健会
  - 共催：教育庁体育スポーツ健康課、日本学校保健会
  - 対象：国公立私立学校の管理職、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、教育委員会の指導主事等
  
- 「食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会」
  - 期日：令和元年12月頃実施予定
  - 主催：福岡県教育委員会（所管：教育庁体育スポーツ健康課）、福岡県学校保健会
  - 対象：国公立私立学校の管理職・教職員、教育委員会の指導主事等

### (2) アレルギーに関するマニュアル

- 食物アレルギー緊急時対応マニュアル
  - 策定：福岡県教育委員会（所管：教育庁体育スポーツ健康課）
  - 内容：対応の手順、施設内の役割分担、緊急性の判断と対応、エピペンの使い方、救急要請のポイント、心肺蘇生とAEDの手順、症状チェックシート

### (3) アレルギーに関する情報提供

- 県ホームページに掲載
  - 所管：がん感染症疾病対策課
  - 内容：
    - ・以下とリンク
      - 日本アレルギー学会「アレルギーポータル」
      - 厚生労働省「リウマチ・アレルギー対策」
      - 環境省「花粉情報サイト」
      - 福岡県医師会「花粉情報」
      - 日本アレルギー協会
    - ・各手引き、パンフレットの掲載
    - ・医療情報
    - ・講習会・研修会の情報

○福岡県花粉情報システム事業

福岡県医師会が実施する県民への花粉の飛散情報を提供している事業に対し補助。

(4) アレルギー対策に関する会議

○「福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会」

事務局：がん感染症疾病対策課

内 容：現状・課題の把握、医療提供体制の整備、情報提供、人材育成

構成員：学識経験者、医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、行政

○「学校給食における食物アレルギー対応に関する連絡協議会」

事務局：教育庁体育スポーツ健康課

内 容：実態調査の実施結果や食物アレルギー発症事例の共有等

構成員：医師会、小中特別支援学校長、養護教諭、栄養教諭、PTA、県教育委員会、市町村教育委員会、行政

(5) アレルギー物質を含む食品に関する表示

○ 食品関係営業施設等に対する監視指導

各保健福祉（環境）事務所において食品関係営業施設等に対する監視指導等を行い、アレルギー物質を含む食品の適正表示を指導。

① 監視指導

福岡県食品衛生監視指導計画（以下「計画」）に基づき、食品関係営業施設等に対し、監視指導を実施（平成30年度：23,293件）。

監視指導の際、食品等の表示基準の適合状況を確認（アレルギー物質を含む食品の適正表示の指導等）。

② 収去検査

計画に基づき、県域で製造加工等される食品の検査等を実施（平成30年度：48検体）。

○ 食品表示制度の普及啓発

食品製造業者や直売所の出荷者等を対象に、食品表示制度について説明会を開催。

時期：例年10月開催

主催：生活衛生課、健康増進課、食の安全地産地消課

対象：県域、久留米市及び大牟田市内の食品製造加工業者

開催場所：福岡、久留米、宗像、柳川、飯塚、行橋（平成30年度実績）

〈参考〉年度別受講者数

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
回数（回）	5	5	5	13	5	7	6
受講者数（人）	621	600	734	1,690	705	819	734

○ 食品等の自主回収報告制度による不良食品等の回収の促進

福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例に基づき、事業者が実施する自主回収の情報を県民に速やかに公表し、不良食品（アレルギー表示違反含む）回収を促進。

対象：食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他の事業に係る施設を有するもの（条例第2条第5号）。

内容：事業者は、条例に定める事由（食品表示基準に定める特定原材料の表示の基準に従った表示がされていないものを含む）により自主回収に着手した場合、県に報告し、それを受け、県はインターネット等を通じて公表する。

**（6）大気汚染対策**

○ 大気汚染の監視体制

観測所：県内18市町60か所

測定：二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）  
光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）

内容：監視データを県ホームページで公開。

人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがあると判断される場合は、関係機関に情報提供。

光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の濃度が一定濃度以上の場合は注意喚起。

○ 大気汚染防止対策

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例等に基づき、工場・事業場の監視指導、自動車排出ガス対策を実施。

**（7）花粉症対策**

○ 花粉症対策品種（少花粉スギ）の生産や植栽の促進

県内の苗木生産者と連携し、平成21年度から少花粉スギの苗木の生産に取り組む。

また、平成28年度から、主伐後の国庫補助事業による再造林において少花粉スギ等を植栽する場合に、県独自に15%の上乗せ補助を実施。

## 福岡県アレルギー疾患対策推進計画（骨子案）

### 第1章 計画の基本方針

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 対象とするアレルギー疾患
- 4 計画の期間
- 5 施策の柱

### 第2章 アレルギー疾患の現状と課題

- 1 本県のアレルギー疾患の状況
- 2 アレルギー疾患対策の課題
  - (1) アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の予防
  - (2) アレルギー疾患医療の提供体制
  - (3) アレルギー疾患患者の生活の質の向上

### 第3章 アレルギー疾患対策推進のための施策

- 1 アレルギー疾患の発症・重症化の予防
- 2 アレルギー疾患医療の均てん化の促進
- 3 アレルギー疾患患者を有する者の生活の質の維持向上

### 第4章 アレルギー疾患対策推進体制

- 1 アレルギー疾患対策推進協議会
- 2 アレルギー疾患医療提供体制